

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 第一 割当量口座簿の記録事項を定めること。（第八条関係）
- 第二 算定割当量の信託の記録手続を定めること。（第九条から第十八条まで関係）
- 第三 手数料の額等を定めること。（第十九条関係）
- 第四 この政令の施行期日を定めること。（附則関係）